

災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針(改定第4版)が全国民生委員児童委員連合会から令和5(2023)年5月に発行されました。

<https://www2.shakyo.or.jp/wp-content/uploads/2023/05/saigaishishin-kaitei4han.pdf>

その背景・理由として「近年の災害対策法制の相次ぐ見直しへの対応とともに、毎年のように相次ぐ自然災害に際して民生委員・児童委員の死傷事例が発生しており、その安全確保がなにより重要であることをあらためて明確にすることが必要であると考えたことによります。」としています。

## 1. 求められる民生委員・児童委員の安全確保

東日本大震災では、地震直後から高齢者等の安否確認や避難支援にあたっていた56名の民生委員が犠牲に。その後も、毎年のように相次ぐ自然災害に際して民生委員の死傷事例が発生。民生委員の強い使命感が発災時の直接支援に向かわせ、大きな犠牲を生じることにつながった。

この安全確保がなにより重要であることをあらためて明確にすることが必要。ついては、災害時、自らの安全が確保できない状況においては、民生委員は活動を行わず、率先避難に努める。安全確保できてこそ、その後の長期にわたる避難、復旧・復興期において要援護者を支えることも可能となる。

## 2. 災害対策法制の見直しと民生委員・児童委員

平常時における地域ぐるみの防災・減災への取り組みこそが重要。一部の関係者ではなく、住民自身の互助が不可欠。民児協自身が、この重要性を行政や自治会・町内会に呼びかけ、具体的取組促進につながるよう働きかけていくことが重要な役割と考えている。

## 3. 地域特性に基づいた取り組み方針の策定の必要性

災害の種類やリスクは立地により地域特性が大きく異なることや、地域の防災力の強弱、行政の取組状況等を踏まえ、自らの民児協としての取り組み方針を策定することは大切。

### 【災害に備える民生委員・児童委員活動10か条】

#### (民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則)

第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

#### (平常時の取り組みの基本)

第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

第4条 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

#### (市町村と協議しておくべきこと)

第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 情報共有のあり方を決めておく

#### (発災後の民児協活動において留意すべきこと)

第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

#### (避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

この指針には**災害対策基本法の改正(平成 25 年、令和 3 年)**について 3 ページに触れているが、平成 25 年は、避難行動要支援者名簿提供、令和 3 年は、避難行動要支援者の個別避難計画作成義務化など。**令和5年5月**にも改正が行われています。

1. 当指針の(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと) **第 9 条** 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する。**第 10 条** 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける。この内容は、令和 5 年改正での「災害ケースマネジメント」の考え方と同一となっています。

災害ケースマネジメントについての内容、改正以降の経緯については、下記 URL をどうぞ。

[http://www.ryokuen.gr.jp/external/rcn/disaster-preventi\\_base/disaster-case\\_manage/background\\_content.html](http://www.ryokuen.gr.jp/external/rcn/disaster-preventi_base/disaster-case_manage/background_content.html)

2. 上記2. **災害対策法制の見直しと民生委員・児童委員で、「行政や自治会・町内会に呼びかけ、具体的取組促進…」**とあります。

全国各地の被災地では、全戸訪問しての状況把握(要支援内容、孤立状況も含め)が必ずと言っていいほど行われています。発災時には、緑園でも安否確認も含め実施されることになると思います。この指針から想定すると、その体制づくりに、民児協から区や各連合自治会に働きかけるようにも思えます。